

令和 3 年度における県内の障がい者虐待の状況について

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、「障害者虐待防止法」という。）に基づく通報等の状況を取りまとめましたので公表します。

※ 厚生労働省が実施した、障害者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査の県内市町村分を集計したものです。括弧内は令和2年度の件数、人数を示します。

※ なお、障害者虐待防止法による対応の枠組み等については、参考資料を御参照ください。

1 対象期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

2 通報・届出・相談件数

市町村や県に寄せられた通報等の件数は、620 件(440 件)でした。

(内訳)

養護者による障がい者虐待	420 件(197件)
障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待	160 件(171件)
使用者による障がい者虐待	40 件(72件)

※ 使用者による障がい者虐待については、市町村及び県で通報等を受け付けた件数と労働局において虐待等の疑いを発見し県に連絡があった件数を集計

3 虐待の事実が認められた事例

(1) 件数及び虐待を受けた障がい者の人数

上記2のうち、市町村や県の事実確認により虐待の事実が認められた事例は 167 件(144 件)、虐待を受けた障がい者の数は、180 人(155 人)でした。

(内訳)

養護者による障がい者虐待	124 件、124 人(80 件、80 人)
障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待	40 件、 53 人(44 件、55 人)
使用者による障がい者虐待	3 件、 3 人(20 件、 20 人)

(2) 障がい種類別内訳

知的障がい者が92人と最も多く、次いで精神障がい者が70人、身体障がい者が27人の順となっています。

※1人が複数の障がいを有している場合は重複計上しています。

[人]

障がい種別	養護者による障がい者虐待	障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待	使用者による障がい者虐待	合計
身体障がい	21 (10)	6 (3)	0 (5)	27 (18)
知的障がい	53 (43)	38 (41)	1 (5)	92 (89)
精神障がい (発達障がい除く)	60 (32)	8 (9)	2 (9)	70 (50)
発達障がい	2 (2)	5 (9)	0 (2)	7 (13)
難病等	4 (1)	1 (0)	0 (0)	5 (1)
その他心身の機能障がい	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
合計	141 (88)	58 (62)	3 (21)	202 (171)

(3) 虐待類型別内訳

身体的虐待が116件と最も多く、次いで心理的虐待が72件、放棄・放置が26件、経済的虐待が22件、性的虐待が13件の順となっています。

使用者による障がい者虐待では、経済的虐待が最も多くなっています。

※1件の事案で複数の類型が該当している場合は重複計上しています。

[件]

虐待の類型	養護者による障がい者虐待	障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待	使用者による障がい者虐待	合計
身体的虐待	91 (60)	24 (38)	1 (1)	116 (99)
性的虐待	7 (3)	6 (7)	0 (0)	13 (10)
心理的虐待	55 (27)	17 (13)	0 (1)	72 (41)
放棄・放置 (ネグレクト)	25 (10)	1 (3)	0 (0)	26 (13)
経済的虐待	16 (7)	3 (3)	3 (19)	22 (29)
合計	194 (107)	51 (64)	4 (21)	249 (192)

4 障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待の状況

上記3（1）で述べた障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待 40 件の詳しい内訳については、次のとおりです。

(1) 虐待があった障害者福祉施設等の種別 [件]

障害者支援施設	8(13)	重度障害者等包括支援	0(0)	地域活動支援センター	2(0)
居宅介護	0(0)	自立訓練	0(0)	福祉ホーム	0(0)
重度訪問介護	0(0)	就労移行支援	1(0)	児童発達支援	0(0)
同行援護	0(0)	就労継続支援A型	1(1)	医療型児童発達支援	0(0)
行動援護	0(0)	就労継続支援B型	2(3)	放課後等デイサービス	11(8)
療養介護	1(1)	共同生活援助	8(11)	保育所等訪問支援	0(0)
生活介護	3(2)	相談支援事業所	0(1)	児童相談支援事業	0(0)
短期入所	1(2)	移動支援事業	0(0)	その他	2(2)

(2) 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種(重複あり) [人]

サービス管理責任者	1(2)	就労支援員	1(0)	児童指導員	5(3)
管理者	3(4)	サービス提供責任者	0(0)	栄養士	0(0)
医師	0(0)	世話人	3(6)	調理員	0(0)
設置者・経営者	1(2)	機能訓練指導員	0(0)	訪問支援員	0(0)
看護職員	1(1)	相談支援専門員	0(0)	居宅介護従業者	0(0)
生活支援員	17(21)	地域移行支援員	0(0)	重度訪問介護従業者	0(0)
理学療法士	0(0)	指導員	3(0)	行動援護従業者	0(0)
作業療法士	0(0)	保育士	0(0)	同行援護従業者	0(0)
言語聴覚士	0(0)	児童発達支援管理責任者	3(1)	その他従事者	6(3)
職業指導員	0(1)	機能訓練担当職員	0(0)		


(3) 虐待が認められた事案に対する市町村・県による対応(重複あり)

・施設等に対する指導	41 件	(44 件)
・施設等からの改善計画の提出依頼	32 件	(21 件)
・虐待を行った障害者福祉施設従事者等への注意・指導	21 件	(21 件)
・報告徴収等(障害者総合支援法・児童福祉法に基づく権限行使)	5 件	(6 件)
・改善勧告	2 件	(2 件)
・指定の効力の全部又は一部停止	1 件	(2 件)
・指定の取消	0 件	(1 件)


《SDGsの推進について》


県では、SDGsの達成にもつながる取組として、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会の実現を目指して障害福祉サービスの充実に取り組んでいます。

3 すべての人に
健康と福祉を



10 人や国の不平等
をなくそう





ともに生きる社会
かながわ憲章

KANAGAWA CHARTER for an Inclusive Society

- 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 私たちは、障がいの社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

問合せ先

【障がい者虐待全般について】

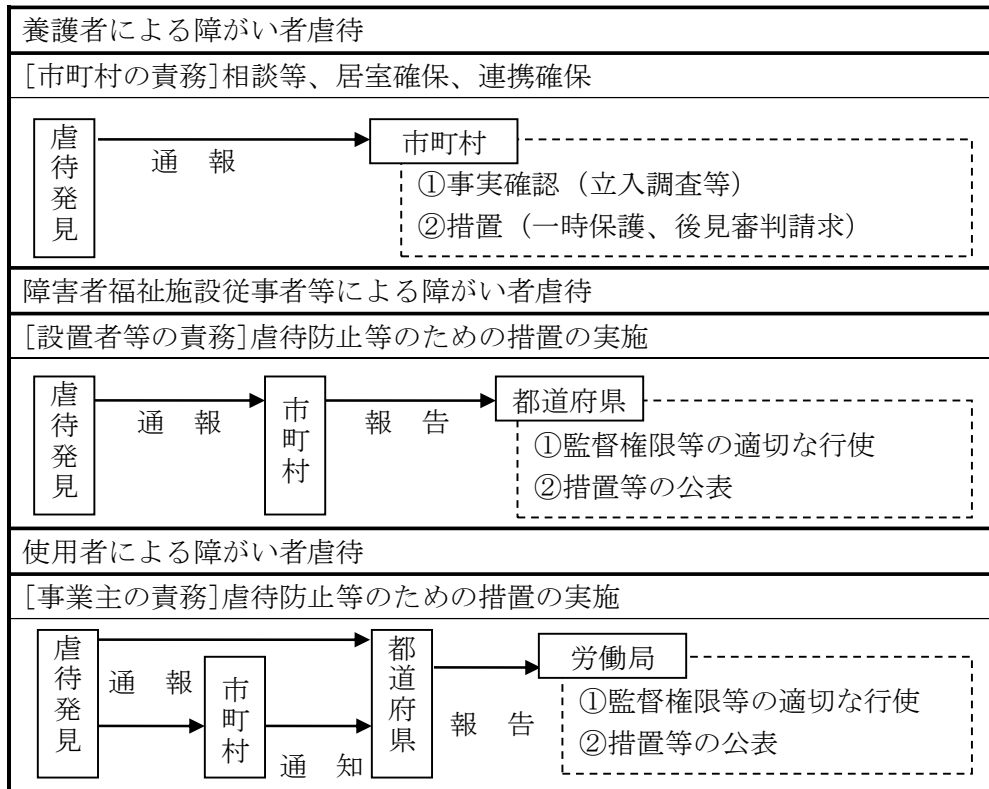
神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課
 課長 鳥井 電話 045-210-4700
 副課長 武井 電話 045-210-4712



【障害福祉施設における障がい者虐待について】

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課
 副課長 藤澤 電話 045-210-4702
 福祉施設グループ 佐々木 電話 045-285-0738

<障害者虐待防止法による対応の枠組み>



※政令市・中核市（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市）に所在する障害福祉施設に対する指導監督は県ではなく、政令市・中核市が行う。

（障害者総合支援法等に基づく監督権限は政令市・中核市が有しているため。）

<用語の定義>

1 障がい者

身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。（障がい者手帳を取得していることは要件ではない。）

2 養護者による障がい者虐待

養護者（障がい者の家族、親族、同居人等）が養護する障がい者に対して行う、次のいずれかに該当する行為。

① 身体的虐待

障がい者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障がい者の身体を拘束すること

② 性的虐待

障がい者にわいせつな行為をすること又は障がい者をしてわいせつな行為をさせること。

③ 心理的虐待

障がい者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障がい者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

④ 放棄・放置（ネグレクト）

障がい者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

⑤ 経済的虐待

養護者又は障がい者の親族が当該障がい者の財産を不当に処分することその他当該障がい者から不当に財産上の利益を得ること。

3 障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待

障害者福祉施設従事者等*が行う、次のいずれかに該当する行為。

（下線部：養護者による障がい者虐待と異なる点）

① 身体的虐待

障がい者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障がい者の身体を拘束すること。

② 性的虐待

障がい者にわいせつな行為をすること又は障がい者をしてわいせつな行為をさせること。

③ 心理的虐待

障がい者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の障がい者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

④ 放棄・放置（ネグレクト）

障がい者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の障がい者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

⑤ 経済的虐待

障がい者の財産を不当に処分することその他障がい者から不当に財産上の利益を得ること。

※ 障害者福祉施設従事者等

障害者総合支援法等に規定する下記の業務に従事する者。

- ・ 障害者福祉施設
- ・ 障害福祉サービス事業（居宅介護、生活介護、就労継続支援、共同生活援助など）
- ・ 一般相談支援事業及び特定相談支援事業
- ・ 移動支援事業
- ・ 地域活動支援センター
- ・ 福祉ホーム

4 使用者による虐待

使用者（事業主、管理監督者等）が行う、次のいずれかに該当する行為。

（下線部：養護者による障がい者虐待と異なる点）

① 身体的虐待

障がい者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴力を加え、又は正当な理由なく障がい者の身体を拘束すること。

② 性的虐待

障がい者にわいせつな行為をすること又は障がい者をしてわいせつな行為をさせること。

③ 心理的虐待

障がい者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障がい者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

④ 放棄・放置（ネグレクト）

障がい者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の労働者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他これらに準ずる行為を行うこと。

⑤ 経済的虐待

障がい者の財産を不当に処分することその他障がい者から不当に財産上の利益を得ること。

<関係条文>

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

（平成23年6月24日法律第79号）

（公表）

第20条 都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則

（平成24年9月24日厚生労働省令第132号）

（都道府県知事による公表事項）

第3条 法第20条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 障害者福祉施設従事者等による虐待があった障害者福祉施設等の種別
- 二 障害者福祉施設従事者等による虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種